

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当該日)

第三十二条第一項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円を超える」に改める。

第三十九条中「百分の五・六」を「百分の五・二」に改める。

第四十七条の二第一項中「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

♦ 条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

目次

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年四月一日

鳥取県知事 平林鴻三

### 鳥取県条例第十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第三十一条第一項中「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第六十八条の十八を第六十八条の二十とし、第六十八条の十七の次に次の二条を加える。  
(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対し課する不動産取得税の減額に関する申告)

第六十八条の十八 法附則第十一条の二第五項の規定の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第三項第四号の資金（以下本条及び次条において「資金」という。）の貸付けを受けたことを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際に知事に提出しなければならない。

- 一 施設の所在地及び名称
- 二 施設を取得した年月日
- 三 貸付けを受けた資金の額及び貸付けを受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対し課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請)

第六十八条の十九 法附則第十一条の二第六項において準用する法第七十

三条の二十五の規定の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書に、資金の貸付けを受けたことを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際に知事に提出しなければならない。

## 一 施設の所在地及び名称

## 二 施設を取得した年月日

## 三 貸付けを受けた資金の額及び貸付けを受けた年月日

2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法附則第十一條の二第六項の規定による不動産取得税の徵収猶予の取消し及び還付について準用する。

第七十九条第二項の表中	〔	十 級	〕	二万円
	〔	十一 級	〕	一萬円
	〔	十二 級	〕	七千円
	〔	十三 級	〕	五千円
	〔	十四 級	〕	二千円
	〔	千 円	〕	

に改める。

第九十四条の二第一項中「千円」を「千五百円」に改める。  
第一百六条第五号を次のように改める。

五 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）

又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神薄弱者」という。）

が所有する自動車（身体障害者で十八歳未満のもの又は精神薄弱者であつては、これらの者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）

で、当該身体障害者若しくは精神薄弱者（以下「身体障害者等」という。）又は当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するもの（一台に限る。）

第一百三十五条の四第三号を次のように改める。

三 身体障害者等が取得した自動車（身体障害者で十八歳未満のもの又は精神薄弱者であつては、これらの者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するもの

附則第二十三項を削り、附則第二十四項を附則第二十三項とし、附則第二十五項を附則第二十四項とする。

附則中第三十四項及び第三十五項を削り、第三十三項を第四十二項とし、第三十二項を第四十一項とし、附則第三十一項中「第二十八項」を「第三十四項」に、「第二十九項」を「第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十二項」に改め、同項を附則第四十項とし、同項の前に次の二項を加える。

39 第三十七項の規定は、同項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。）が同法第二十八条の六第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号口に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第三十五条第三項の自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

附則第三十項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改め、同項を附則第三十八項とし、附則第二十九項中「規定する譲渡所得」の下に「（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）」を加え、同項第

一号中「同法第三十三条の四第一項」を「租税特別措置法第三十三条の四第一項」に、「第三十一項」を「第四十項」に、「前項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同項を附則第三十七項とし、同項の前に次の二項を加える。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

35 第三十二項の場合において、同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の県民税については、第三十二項中「百分の二（昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。）」とあるのは、「百分の一・六（昭和四十九年度分については、百分の一・三）」とする。

36 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十三条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十三条の五第一項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第二十八項中「第二十六項」を「第三十二項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第二十七項を附則第三十三項とし、附則第二十六項中「第二十八項第一号」を「第三十四項第一号」に改め、同項を附則第三十二項とし、同項の前に次の七項を加える。

(みなし法人課税を選択した場合に係る県民税の課税の特例)

25 昭和五十年度から昭和五十四年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の四月一日の属する年度以降の各年度分（同条第七項の規定により同条第一項の選択をやめた年の翌年の四月一日の属する年度以降の年度分を除く。）の県民税の所得割の額は、第三十二条の二から第三十三条の三まで及び第二十三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 前年のみなし法人所得額（租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号に規定するみなし法人所得額をいう。以下第二十八項までにおいて同じ。）に百分の二十三・九（みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一）を乗じて計算した金額に百分の五・二を乗じて計算した金額

二 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき、第三十二条の三から第三十三条の三まで及び第二十三項の規定により計算した県民税の所得割の額に相当する金額

26 前項に規定する者の前年の総所得金額は、第三十二条の二第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額（租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号に規定する事業主報酬の額をいう。）を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額

27

二 前年のみなし法人所得の百分の七十二（みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の六十）に相当する金額を法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける利益の配当とみなした場合における前年の配当所得の金額

第二十五項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第五項の規定の適用を受けている場合におけるその者の当該年度分の県民税の所得割の額は、第二十五項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第二十五項の規定により計算した県民税の所得割の額

二 前年の過大報酬額（租税特別措置法第二十五条の二第五項に規定する過大報酬額をいう。以下本号において同じ。）に百分の二十八（みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が七百万円を超える場合には、過大報酬額のうちその超える部分の金額に達するまでの金額については、百分の四十）を乗じて計算した金額に百分の五・二を乗じて計算した金額

28 第二十五項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十六条第一項に規定する者に該当する場合におけるその者に係る第二十五項及び第二十六項の規定の適用についてでは、その者これら

の規定に規定する前年のみなし法人所得額は、同法第二十五条の二第六項の規定によるその者の前年のみなし法人所得額による。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

29 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十二条の二、第三十三条及び

第三十三条の二の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令附則第十六条の三第一項に規定する金額（以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額（第三十一項第一号の規定により適用される第三十二条の三の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の四に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額として施行令附則第十六条の三第二項に規定する金額の百分の百十に相当する金額

30 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。）が同条第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第三十三条の三第二項の自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

31 第二十九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十二条の三の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第二十九項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 第三十三条の三の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第二十九項の規定による県民税の所得割の額」とする。

三前二号に定めるもののほか、法附則第三十三条の三第三項に定めるところによる。

附則に次の三項を加える。

43 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。次項において同じ。）以外のものの取得に対し課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に行われたときに限り、第一百三十五条の六の規定にかわらず、百分の五とする。

44 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車のうち法附則第三十二条第三項の自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第一百三十五条の六及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

### 一 軽自動車

#### 二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 営業用  
ロ 自家用

百分の二  
百分の四

45 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に行われた自動車の取得に係る第一百三十五条の七の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは「三十万円」とする。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九十四条の二第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十九年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十一条第一項の規定中法人の県民税に関する部分は、昭和四十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後の解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人の県民税（精算所得に対する法人税を課される法人の精算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の県民税を含む。以下本項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前の解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第三十九条の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後の解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前の解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。(事業税に関する規定の適用)

5 新条例第四十七条の二第一項の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又

は合併による精算所得に対する法人の事業税（精算所得に対する事業税を課される法人の精算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による精算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第五十条第一項第二号の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による

精算所得に対する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による精算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人の事業税に係る同号の規定の適用については、同号中「三百五十万円」とあるのは「三百万円」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

7 新条例第四十七条の二第一項の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。（娯楽施設利用税に関する規定の適用）

9 新条例第七十九条第二項の規定は、施行日以後におけるボーリング場の利用に對して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における

るボーリング場の利用に對して課する娛樂施設利用税については、なお従前の例による。

#### （料理飲食等消費税に関する規定の適用）

10 新条例第九十四条の二第一項の規定は、昭和四十九年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

#### （自動車税に関する規定の適用）

11 新条例第一百六十六条第五号の規定は、昭和四十九年度分の自動車税から適用し、昭和四十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

#### （自動車取得税に関する規定の適用）

12 新条例第一百三十五条の四第三号及び附則第四十三項から第四十五項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合に係る県民税の課税の特例に関する規定

13 新条例附則第二十五項から第二十八項までの規定は、県民税の所得割の納稅義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。第十五項において「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。）附則第五条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第二十五条の二の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和四十九年度分の個人の県民税についても、適用する。この場合におい

て、新条例附則第二十五項中「昭和五十年度」とあるのは「昭和四十九

て適用する。

年度」と、「百分の二十三・九」とあるのは「百分の二十三・六」と、

「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の三十四・一」とある

のは「百分の二十九・六」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五

・六」と、新条例附則第二十六項中「前年の不動産所得の金額」とある

のは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六

号）附則第五条第一項に規定する指定期間における不動産所得の金額」

と、「百分の七十二」とあるのは「百分の七十三」と、「七百万円」と、

あるのは「三百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十六」

と、新条例附則第二十七項中「七百万円」とあるのは「三百万円」と、

「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の五・二」

とあるのは「百分の五・六」とする。

14 新条例附則第二十五項から第二十七項までの規定の適用については、

昭和五十年度分の個人の県民税に限り、新条例附則第二十五項中「七百

万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「

百分の三十二・四」と、新条例附則第二十六項中「七百万円」とあるの

は「六百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二」と、新

条例附則第二十七項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例に関する規定

の適用）

15 新条例附則第二十九項から第三十一項までの規定は、県民税の所得割の納稅義務者が昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第六条各号に掲げる土地の譲渡等（租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。）を当該各号に掲げる日以後に行つた場合について

（短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例に関する規定の適用）

16 新条例附則第三十七項（租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡に係る同条第一項に規定する譲渡所得に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡をする場合について適用する。